

# 海外事業活動基本調査（平成11年基本調査）記入要領

平成11年6月  
通商産業省

## I. 調査の概要

### 1. 調査の目的

この調査は、我が国企業の海外事業活動の実態を把握し、今後の産業政策及び通商政策の推進に資することを目的とし、昭和56年度から3年ごとに実施しているものです（また、間の年については、動向調査として、調査内容を簡素化して調査を実施しています）。

### 2. 調査の法的根拠及び秘密の保護

この調査は、統計報告調整法第4条に基づく承認を受けて、通商産業省が実施するものです。また、この調査により申告された記入内容は、統計法によって秘密が保護されます。したがって、統計目的以外の、例えば徴税事務などに使用されることはありません（統計法第14条）。

### 3. 調査の対象

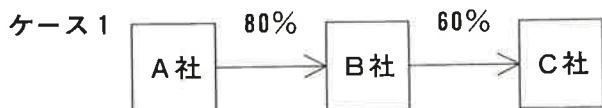
#### ① 本社企業

平成11年3月末現在で、外国為替及び外国貿易法（以下、「外為法」といいます。）の規定により外貨証券の取得の報告（又は届出）をし、海外に現地法人を有する我が国企業を対象としています。具体的には、対外直接投資として、日本銀行に外貨証券取得の報告（又は届出）をしている我が国企業（以下、「本社企業」といいます。）をさします。

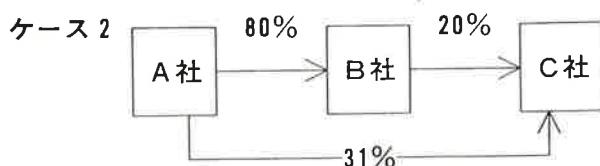
#### ② 現地法人

上記の対外直接投資として日本銀行への外貨証券取得の報告（又は届出）の対象となるい日本側出資比率合計が10%以上の外国法人（子会社）及び、日本側出資比率合計が50%超の「子会社」が50%超の出資を行っている外国法人（孫会社）を対象としています（50%超であって、50%は含みません）。

#### 孫会社対象例



この場合、A社からB社への出資比率が50%を超えており、かつ、B社からC社への出資比率も50%を超えてることから、C社は調査の対象となります。



同様に、 $20 + 31 = 51\%$ となり、C社は調査の対象となります。

なお、「子会社」と「孫会社」を総称して「現地法人」と呼びます。

#### 4. 調査方法

この調査は、本社企業に調査書類を配布し、各本社企業で把握し得る情報に基づき記入して返送していただく書面調査です。なお、必要に応じて調査員による面接調査を行わせていただく場合があります。

#### 5. 調査票の提出期限

調査票は、平成11年7月30日までに必ず到着するように提出してください。

#### 6. 調査票の送り先及び問い合わせ先

〒100-8902 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

通商産業大臣官房調査統計部 企業統計課

(電話) 03-3501-1831 (ダイヤル・イン) (FAX) 03-3580-6320

#### 7. 調査結果の公表

この調査は、業種別、地域別等又は全体として集計され、調査統計部企業統計課及び産業政策局国際企業課により分析、公表される予定です。

## II. 一般的事項

### 1. 調査時点及び調査年度

この調査の調査時点は、平成11年3月31日現在で、年度間実績は平成10年度（1998年度）について記入してください。

- ① 1年決算の場合：平成11年3月31日又はそれ以前で最も近い決算日を平成10年度末（1998年度末）としてください。
- ② 半年決算の場合：平成11年3月31日又はそれ以前で最も近い決算期日を平成10年度末とし、年度間実績については当該期前期と合計し、上・下半期の合計を記入してください。
- ③ 決算期の変更等により年度間実績を記入できない場合は、適宜、貴社の区分に従って記入してください。
- ④ 現地法人が未操業である場合については、
  - (1) 調査票記入時点で決算済である場合にはその決算データを記入してください。
  - (2) 調査票記入時点でも未決算の場合には平成11年3月31日現在の推計データを記入してください。
  - (3) 推計が不可能な場合は「未操業」とし、現地法人調査票①、②及び⑧の雇用の状況のみを記入してください。

なお、③、④による場合は備考欄にその旨明記してください。

### 2. 業種分類

この調査における業種分類は、本社企業、現地法人とも、IV別表(4)の「業種分類表」に従って記入してください。

なお、業種分類が不明な場合には、最も売上高の多い業種に格付けしてください。

### 3. 地域・国（州、省）分類

この調査における地域・国（州、省）（国とあるのは地域を含む場合がある）分類は、本社企業、現地法人ともIV別表(1)「地域分類、国分類表（付、国別通貨換算表）」、IV別表(2)「アメリカ合衆国の州分類表」及びIV別表(3)「中華人民共和国の省分類表」に従って記入してください。

なお、アメリカ合衆国及び中華人民共和国に所在がある現地法人の場合は、同様に指定の州（アメリカ合衆国の場合）、省（中華人民共和国の場合）も併せて記入してください。それ以外の国・地域の場合は、「00」を記入してください。また、香港は中華人民共和国と別の国コード番号となっていますので注意してください。

### 4. 金額の記入と円換算

金額はすべて円建表示として、百万円単位で単位未満を四捨五入してください。

正確な金額の算出が著しく困難な場合には、概算又は推計による記入でも結構です。

なお、円換算についてはIV別表(1)の「地域分類、国分類表（付、国別通貨換算表）」に従って行ってください。

### 5. 比率とその他の数字の記入

比率とその他の数字は、単位未満を四捨五入してください。正確な金額の算出が著しく困難な

場合には、概算又は推計による記入でも結構です。

#### 6. 調査票への記入方法

「本社企業調査票」については、すべての本社企業に記入していただくことになります。現地法人調査票については、平成11年3月31日現在本社企業が有する現地法人すべてについて、現地法人1社につき「現地法人調査票」を1枚ずつ記入してください。

なお、「現地法人調査票」が不足する場合、恐縮でございますが、調査票をコピーの上、記入していただきますようお願いします。

子会社の場合：当該現地法人に対して日本側が共同出資である場合については日本側出資比率が最大の本社企業（同率出資の場合は幹事企業）が記入してください。この場合、日本側の出資比率が最大ではない本社企業（同率出資の場合は非幹事企業）は、当該現地法人の「現地法人調査票」の記入は不要です。

孫会社の場合：当該孫会社に出資している現地法人に関する「現地法人調査票」を記入した本社企業が記入してください。

以下のケースでは次の事項を記載してご返送ください。

##### ① 平成9年度（1998年3月31日）以前に撤退等により海外直接投資が終了している場合

「本社企業調査票」について①はご記入いただき、②以降については記入いただける範囲で記入してください。

「現地法人調査票」については①の101、102、103及び③のみ記入してください。

##### ② 平成10年度（1998年4月1日から1999年3月31日）中に撤退等により海外直接投資が終了した場合

「本社企業調査票」についてはすべての項目について平成10年度実績を記入してください。  
当該「現地法人調査票」についてもすべての項目について平成10年度実績を記入してください。

##### ③ 平成11年度（1999年4月1日）以降に撤退等により海外直接投資が終了することが予定されている場合

「本社企業調査票」についてはすべての項目について平成10年度実績を記入してください。  
当該「現地法人調査票」についてもすべての項目について平成10年度実績を記入してください。

提出は原則日本語版をお願いします。ただし、外国語版（英、仏、中、西、韓、独）に記入した場合はそれを提出されても差し支えありません（外国語版は現地法人用の参考資料です）。

#### 7. フロッピー等電子媒体での提出について

フロッピー等電子媒体で提出される場合は、データ作成前に必ずご連絡ください。

### III. 個別事項

(本社企業調査票)

(記入者の氏名)

記入された担当者の氏名を記入してください。

(プレプリント)

調査票の「①企業の概要」については、プレプリント（これまでに貴社からご報告のあった情報に基づき通産省が作成）されています。プレプリントの内容に訂正箇所がある場合は、該当欄に正しい事項を記入してください。また、プレプリントされていない場合には、調査票上の①の各欄へ必ず記入してください。

#### 1. 企業の概要

(①から⑨は、プレプリントされている内容と同様な場合は記入の必要はありません。)

① 企業の名称

商号またはその他営業上用いている正式の名称を記入してください。また、そのフリガナをカタカナで記入してください。フリガナの記入に際しては、左づめとし、「株式会社」のフリガナは「カブ」と記入してください。

② 所在地

定款に記載の本社又は本店の所在地を記入してください。ただし、実際に調査票に記入いただく部署の所在地が本社又は本店の住所と異なる場合は、④の実際に調査票を記入いただいた部署の住所を記入してください。

③ 郵便番号

②で記入していただいた所在地の郵便番号を記入してください。

④ 担当部課

調査票を記入いただいた部署名を記入してください。

⑤ 電話番号

④の担当部課の電話番号を左づめで記入してください。電話番号は市外局番、市内局番、番号の間を「-」で結んでください。(電話番号は必ず記入願います。)

⑥ 業種分類

IV別表(4)「業種分類表」を参照の上、該当コードを記入してください。

⑦ 消費税の取扱い

本社企業調査票における調査項目に関わる消費税の経理処理について、税込みの場合は1.に、税抜きの場合には2.に○印を付けてください。

⑧ 資本金または出資金

貴社の払込済資本金の額または出資金の額を記入してください。

⑨ 常時従業者数

常時従業者数を記入してください。

「常時従業者数」とは、有給役員、常時雇用者（正社員、準社員、アルバイト等の呼称にかかわらず、1ヶ月を超える雇用契約者と平成10年度末又は最寄りの時点の前2ヶ月において、それぞれ18日以上雇用したもの。）の合計を記入してください。

## 2. 貸借対照表項目

### ① 総資産

流动資産（現預金、売掛金、受取手形、有価証券等）、固定資産（有形固定資産、無形固定資産、投資等）、繰延資産の合計額を記入してください。

### ② うち、固定資産

①のうち、有形固定資産（土地、建物、機械等）、無形固定資産（電話加入権、特許権等）、投資等（投資有価証券、子会社株式等）の合計額を記入してください。

### ③ うち、有形固定資産

②のうち、有形固定資産（土地、建物、機械等）の合計額から減価償却累計額の合計を控除した金額を記入してください。

## 3. 損益計算書項目

### ① 売上高

自社鉱產品売上高、自社製造品売上高、加工賃収入額（他企業から支給された原材料、半製品、部品を加工した場合の加工賃）、仕入商品売上高、その他事業収入（建設業の完工工事高、農林水産業、飲食店、サービス業の収入額等）の合計額を記入してください。

### ② うち、輸出高

自社名義で通関手続を行って直接輸出した金額を記入してください。

### ③ うち、現地法人向け輸出高

②のうち、現地法人への直接輸出の合計額を記入してください。

### ④ 仕入高

原材料、部品、半製品など仕入高、他の企業からの商品仕入高を記入してください。

### ⑤ うち、輸入高

自社名義で通関手続を行って直接輸入した金額を記入してください。

### ⑥ うち、現地法人からの輸入高

⑤のうち、現地法人から直接輸入した合計額を記入してください。

### ⑦ 経常損益

営業損益と営業外損益の合計額を記入してください。損失の場合は数字の前に△印をつけてください。（例 △999）

また、経常損益は次式により算出しても差し支えありません。

$$\text{経常損益} = (\text{売上高} - \text{売上原価} - \text{販売費・一般管理費})$$

$$+ (\text{営業外収益} - \text{営業外費用})$$

## 4. 地域別内訳

### ① 現地法人向け輸出高内訳

3の③「売上高のうち現地法人向け輸出高」を100%とした場合の地域別内訳割合（%）を記入してください。地域区分は、IV別表(1)「地域分類、国分類表（付、国別通貨換算表）」を参照してください。

### ② 現地法人からの輸入高内訳

同様に、3の⑥「仕入高現地法人からの輸入高」を100%とした場合の地域別内訳割合（%）を記入してください。

## 5. 海外からの受取収益

現地法人からの受取収益を入金ベースで記入してください。なお、この項目での現地法人は、貴社が最大出資者である必要はありません。

### ① 配当金

貴社の出資分に応じた現地法人の配当金合計額を、入金ベースの金額で記入してください。

### ② 貸付金利息

現地法人向けの貸付金の利息を入金ベースの金額で記入してください。

### ③ ロイヤルティ

現地法人に提供した特許権、著作権などの知的所有権等に対する対価を入金ベースの金額で記入してください。

### ④ その他受取収益

配当金、貸付金利息、ロイヤルティ以外の現地法人からの受取収益を入金ベースの金額で記入してください。

### ⑤ 合計

①から④の合計額を記入してください。

## 6. 海外への技術ライセンシング契約件数

### ① 海外への技術ライセンシング契約件数

貴社と海外法人との間で結ばれた技術ライセンシング契約件数を地域別（地域区分はIV別表

(1)の「地域分類、国分類表（付、国別換算表）」参照）に記入してください。

技術ライセンシング契約とは、貴社と海外法人の間で工業所有権等の使用の許諾を取り決めた契約のことです。

### ② うち、現地法人向け

①のうち、現地法人との間で結ばれた技術ライセンシング契約件数を記入してください。

## 7. 海外派遣者数

### ① 海外への派遣者数

期間1年以上の海外への派遣者数を記入してください。

現地法人、支店、駐在員事務所への派遣及び留学、トレーナー等も含めてください。

### ② うち、現地法人への派遣者数

①のうち、現地法人への派遣者数を記入してください。

### ③ うち、技術者数

②のうち、技術者（主として技術の開発、製造工程の技術管理等を業務とする者）数を記入してください。

## 〔現地法人調査票〕

### 1. 現地法人の概要

※次の、1. 現地法人の概要については、同封いたしました「現地法人シール」（これまでに貴社からご報告のあった情報に基づき通産省が作成したものです。）の中から、該当するものを貼付してください。現地法人シールの内容と同様な場合は1. に記入の必要はありません。異なる場合、または変更になった場合は、調査票上の該当欄に正しい事項を記入してください。

なお、「現地法人シール」のない現地法人、及び新設された現地法人については次の要領で記入してください。

① 現地法人名

現地法人名を英文名又はA B C等のアルファベットで記入してください。

② 国（州・省）分類（国とあるのは地域を含む場合がある）

現地法人の所在地について、IV別表(1)の「地域分類、国分類表（付、国別換算表）」を参照の上、三桁の地域・国コードを記入してください。

なお、アメリカ合衆国、中華人民共和国に関しては、IV別表(2)「アメリカ合衆国の州分類表」及びIV別表(3)「中華人民共和国の省分類表」を参照の上、それぞれ二桁の州コード、省コードも記入してください。また、香港は中華人民共和国と別の国コード番号となっていますので注意してください。

③ 業種分類

IV別表(4)の「業種分類表」を参照の上、四桁の業種分類コードを記入してください。

④ 設立・資本参加時期

現地法人の進出時期を西暦でお答えください。また、設立時期と資本参加時期が異なる場合は、資本参加時期を優先させて記入してください。

⑤ 決算期

本調査にご記入いただく決算内容の決算時期を月でお答えください。

なお、決算時期が複数ある場合は余白に記入してください。

⑥ 区分

現地法人が、貴社からみて、子会社、孫会社のどちらに該当するか、子会社の場合は1.に、孫会社の場合は2.に○印を付けてください。

「子会社」とは、貴社を含めて日本側出資比率が10%以上の海外法人（ただし、貴社が日本側最大の出資比率の場合、また同率の最大出資者がいる場合は貴社が幹事会社の場合）をさし、

「孫会社」とは、貴社を含めて日本側出資比率が50%超（ただし、貴社が日本側最大の出資比率の場合、また同率の最大出資者がいる場合は貴社が幹事会社の場合）の海外法人が50%超出資している海外法人をさします。

⑦ 子会社名

現地法人が、貴社からみて、孫会社に当たる場合、貴社からみて子会社（当該現地法人からみて親会社）の名称を英文名又はA B C等のアルファベットで記入してください。

## 2. 貸借対照表項目

① 資本金又は出資金と⑦現在出資比率については「現地法人シール」の内容と一致している場合は記入の必要はありません。異なっている場合、または変更になった場合は、調査票上の該当欄に正しい事項を記入してください。

なお、「現地法人シール」のない現地法人、及び新設された現地法人については次の要領で記入してください。

① 資本金又は出資金

授権資本の額ではなく、払込済み資本金の額を記入してください。

② 総資産

流动資産（現預金、売掛金、受取手形、有価証券等）、固定資産（有形固定資産、無形固定資産、投資等）、繰延資産の合計額を記入してください。

③ うち、固定資産

②のうち、有形固定資産（土地、建物、機械等）、無形固定資産（電話加入権、特許権等）、投資等（投資有価証券、子会社株式等）の合計額を記入してください。

④ うち、有形固定資産

③のうち、有形固定資産（土地、建物、機械等）の合計額から減価償却累計額の合計を控除した金額を記入してください。

⑤ 自己資本

資本金又は出資金、法定準備金、剰余金、新株式払込金の合計額を記入してください。

⑥ 当初出資

現地法人の設立、又は資本参加時の貴社を含めた日本側の出資比率及び日本側出資者数を記入してください。

なお、孫会社の場合は、「子会社」への日本側出資比率×「子会社」の「孫会社」への出資比率を日本側出資比率としてください。

⑦ 現在出資

⑥と同様に、現地法人の現在の貴社を含めた日本側の出資比率及び日本側出資者数を記入してください。

なお、孫会社の場合は、「子会社」への日本側出資比率×「子会社」の「孫会社」への出資比率を日本側出資比率としてください。

⑧ 現在日本側出資上位比率

現地法人の現在の貴社を含めた日本側の出資比率第1位及び第2位の出資比率を記入してください。

なお、孫会社の場合は、「子会社」への日本側出資比率×「子会社」の「孫会社」への出資比率を日本側出資比率としてください。

### 3. 操業状況等

① 操業状況

現地法人の調査時点（平成11年3月末現在）の操業状況について、調査票内の1.から5.の該当する箇所に○印をつけてください。

「1. 操業中」に○印の場合は、すべての調査項目についてお答えください。

なお、2.から5.に○をつけた場合は次の各々の調査項目についてのみ記入してください。

(1) 「2. 未設立・未操業」に○印の場合

未設立とは、「外国為替及び外国貿易法」による報告（又は届出）をした後、未だ設立されていない場合で、未操業とは、設立はされたが、未だ操業していない場合をいいます。上記に該当する場合は、101～103, 301までの調査項目について記入してください。

(2) 「3. 休眠中」に○印の場合

休眠中とは、操業（営業）を行っていない企業の場合をいい、101～304までの調査項目についてのみ記入してください。

(3) 「4. 撤退・移転（倒産、解散、吸収合併を含む）」に○印の場合

撤退とは、既に現地法人を清算（倒産、解散、吸収合併を含む）して事業活動を中止した場合をいい、移転とは、現地法人が当該所在地から撤退した後に、第三国、地域、及び日本

国内へ完全に移る場合をいいます。なお、本調査ではアメリカ合衆国においては州、中華人民共和国においては省を越えて移る場合も移転とします。上記に該当する場合は、101～103, 201A 資本金又は出資金, 202B 現在出資, 301～304までの調査項目についてのみ記入してください。

(アメリカ合衆国、中華人民共和国以外の国、地域については同一国、同一地域内で移転する場合は本調査では移転とは扱いません。)

(4) 「5. 設立後初決算前」に○印の場合

設立後初決算前とは、設立後、操業中ではあるが、まだ最初の決算を迎えていない場合をいい、101～304までと401以降の項目で記入可能な項目について記入してください。

② 撤退・移転の状況

- (1) 撤退・移転時期又は撤退・移転予定時期について該当する番号に○印を付けてください。
- (2) 現地法人所在国から第三国、地域及び日本国内へ完全に移る場合には、「はい」に○印を付けていただき、移転先の国(州、省)分類については、IV別表(1)の「地域分類、国分類表(付、国別換算表)」を参照の上、記入してください。

(3) 撤退・移転理由

貴社が「3. 休眠中」「4. 撤退・移転」を選んだ場合、並びに撤退が決まっている場合、又は、撤退を検討している場合は、主たる理由を選択肢の中から1つ選んで番号を記入してください。

#### 4. 資金調達状況

平成10年度末残高で記入してください。また、資金調達状況の各項目は、資金用途、調達期間に制限はなく、運転資金、設備資金、短期資金、長期資金のいずれも含みます。

① 資金調達総額

株式、社債、借入金（短期借入金、長期借入金、運転資金、設備資金）による資金調達の総額を記入してください。

② 社債

社債等の未償還残高を記入してください。

社債とは、普通社債、転換社債、ワラント債をさします。

③ 長期借入金

金融機関等からの借入金のうち、長期借入金（借入から返済までの期間が1年超）を記入してください。

④ 出資者からの借入

③のうち、出資者からの長期借入金（借入から返済までの期間が1年超）を記入してください。

⑤ うち、日本側出資者

④のうち、日本側出資者からの長期借入金（借入から返済までの期間が1年超）を記入してください。

⑥ 現地金融機関からの借入

③の長期借入金うち、現地金融機関からの長期借入金（借入から返済までの期間が1年超）を記入してください。

⑦ うち、現地邦銀

⑥のうち、現地邦銀からの長期性借入金（借入から返済までの期間が1年超）を記入してく

ださい。

⑧ うち、債務保証による借入

③のうち、日本側出資者による債務保証付きの借入の金額を記入してください。

5. 設備投資等の状況

① 平成10年度設備投資実績

平成10年度における設備投資に関する実績を次式により算出し、記入してください。

設備投資額 = 当該年度有形固定資産残高 - 前年度有形固定資産残高

+ 当該年度減価償却実施額 + 当該年度有形固定資産除却額

② 資金調達先内訳

(1) 自己資金

①のうち、自己資金を原資とする有形固定資産の取得額を記入してください。

(2) 出資者からの借入

①のうち、出資者からの借入を原資とする有形固定資産の取得額を記入してください。

(3) うち、日本側出資者引受

②のうち増資等の際の日本側出資者引受、又は出資者からの借入のうち日本側出資者からの借入等の合計額を記入してください。

(4) 現地金融機関からの借入

①のうち、現地金融機関からの借入を原資とする有形固定資産の取得額を記入してください。

(5) その他

上記の(1)～(4)に該当しない資金を原資とする有形固定資産の取得額を記入してください。

③ 設備調達先内訳

(1) 現地調達

①のうち、設備（工場の建築資材や機械等）の購入先が、現地法人の所在国である場合の設備投資の額を記入してください。

(2) 日本から輸入

①のうち設備の購入先が、日本である場合の設備投資の額を記入してください。

(3) 第三国から輸入

①のうち設備の購入先が、第三国（現地法人の所在国及び日本以外の国）である場合の設備投資の額を記入してください。

④ 平成11年度設備投資見込み

平成11年度の設備投資の見込み額を記入してください。

(1) うち、日本側出資者引受

④のうち、日本側出資者引受見込み額、又は、出資者からの借入のうち日本側出資者からの借入等の見込み額の合計を記入してください。

(2) 日本から輸入

④のうち、設備の調達先が、日本である場合の設備投資の見込み額を記入してください。

6. 事業活動の状況

① 売上高

(1) 平成10年度売上高及びうち、同一企業グループ内

「自社鉱產品売上高」「自社製造品売上高」「加工賃収入額」「仕入商品売上高」「その他の事業収入額」(代理商、仲立業における売上高は、商品の取扱額ではなく手数料収入額)の5項目の合計値、及びうち、同一企業グループ(同一の本社企業に係わる「現地法人」及び「本社企業」)向けの売上高を以下の項目に沿って記入してください。

1. 売上高総計：売上高の合計額
2. 日本向け輸出：日本向け売上額
3. 現地販売：現地法人の所在国向け販売
4. 第三国向け輸出：日本向け輸出、現地販売以外の第三国向け売上額(地域区分についてはIV別表(1)の「地域分類、国分類表(付、国別換算表)」を参照してください。)

(2) 平成11年度見込み

1. 売上高総計：平成11(1999)年度の売上見込み額合計について記入してください。
2. 日本向け輸出：平成11(1999)年度の日本向け売上見込み額について記入してください。

(2) 仕入高

(1) 平成10年度仕入高及びうち、同一企業グループ内

原材料、部品、半製品などの仕入高や他の企業からの商品仕入高の総計及びうち、同一企業グループ(同一の本社企業に係わる「現地法人」及び「本社企業」)からの仕入高を以下の項目に沿って記入してください。

1. 仕入高総計：仕入高の合計額
2. 日本から輸入：日本からの原材料、商品等の仕入額
3. 現地調達：現地法人の所在国からの仕入額
4. 第三国から輸入：日本からの輸入、現地調達以外の第三国からの原材料、商品等の仕入額(地域区分についてはIV別表(1)の「地域分類、国分類表(付、国別換算表)」を参照してください。)

(2) 平成11年度見込み

1. 仕入高総計：平成11(1999)年度の仕入見込み額合計について記入してください。
2. 日本から輸入：平成11(1999)年度の日本からの仕入見込み額について記入してください。

(3) 販売・調達先別割合

海外事業活動の取引状況における以下の項目の販売・調達割合について、選択肢の中から該当する番号を選んで○印を付けてください。

- (1) 日本向け輸出(602日本向け輸出)に占める日本以外を最終需要地とする割合
- (2) 現地販売(603現地販売)に占める日系現地法人への販売割合
- (3) 日本からの輸入(613日本から輸入)に占める日本を経由地とする仕入高の割合
- (4) 現地調達(614現地調達)に占める日系現地法人からの調達割合

(注 アンダーライン：調査票の項目番号)

(4) 費用・収益・利益処分状況

(1) 売上原価

売上高に対応する製造原価(製造に要した材料費、労務費、諸経費)、商品仕入高等のことでの、貴社全体の原価(建設業においては建設工事原価)を記入してください。

(2) 販売費・一般管理費

販売業務、一般管理業務に関して発生する費用(営業や企業全般に及ぶ管理業務に要した給料、旅費、広告宣伝費、情報処理費、通信費、不動産賃借料、動産賃借料等)を記入して

ください。

以下(3)～(8)の費用は売上原価と販売費・一般管理費に計上したものとの合計額を記入してください。

(3) 広告宣伝費

販売促進のため新聞、雑誌、ラジオ、テレビなどの広告媒体による宣伝、イベント等の費用を記入してください。

(4) 給与総額

平成10年度1年間に支給された給与額又は支給されるべき給与額（基本給、諸手当、賞与等で定期的、臨時的に支払われたもの）の総額を、税込み金額（所得税、地方税、社会保険料（健康保険、厚生年金保険等）、労働保険等を差し引く前の額）で記入してください。ただし、会社負担の法定福利厚生費（社会保険料（健康保険、厚生年金保険等）、労働保険料）は給与に含まれません。

(5) 情報処理通信費

コンピュータによる情報処理やデータ通信などの専門部署における情報処理経費と電報、電話、郵便等の合計額を記入してください。

ただし、電子計算機の買い取りの場合の減価償却費は除きます。コンピュータによる情報処理費には、導入諸掛かり、リース・レンタル料、保守料、回線使用料、ソフトウェア委託料及び購入費、パンチ委託料、計算委託料（マシンタイム借料を含む。）、オンラインサービス料などを含みます。人件費は含まれません。

(6) 荷造運搬費

鉱山品、製造品、商品の梱包のための荷造材料費、荷造費又は輸送のための運送料等の費用（当該業務の委託費用を含む）を記入してください。

(7) 賃借料

土地、建物などの「不動産賃借料」と鉱山機械、製造機械、自動車、ショーケース、事務用機械等の「動産賃借料」の合計金額を記入してください。ただし、端末機を含むコンピュータの賃借料は情報処理費として計上し、本項目からは除いてください。

(8) 減価償却費

平成10年度1年間に有形固定資産額の減価償却として計上された額を記入してください。

1. 直接法による場合は、減価償却費として有形固定資産勘定から控除した金額を記入してください。

2. 間接法による場合は、減価償却累計額にて引き当てられた金額を記入してください。

(9) 支払利息・割引料

借入金の対価である利息、手形割引に伴う割引料等の金融費用を記入してください。

(10) 経常利益

営業損益と営業外損益の合計額を記入してください。損失の場合は頭部に「△」を付けください。（例：△999）

また、経常損益は次式により算出しても差し支えありません。

$$\text{経常損益} = (\text{売上高} - \text{売上原価} - \text{販売費} \cdot \text{一般管理費})$$

$$+ (\text{営業外収益} - \text{営業外費用})$$

(11) 法人税・住民税

平成10年度に法人税及び住民税として納付すべき金額を記入してください。

(12) 税引後当期損益

経常損益から特別損益、税金を差し引いた金額を記入してください。損失の場合は頭部に「△」を付けください。(例: △999)

(13) 役員賞与

利益処分として役員に対して支払われた賞与の額を記入してください。

(14) 配当金

利益処分として株主に対して支払われた配当の額を記入してください。(株式配当及び現金配当をともに含みます。)

(15) 当期内部留保額

利益処分後、本年度積み立てた内部留保額を記入してください。取崩(マイナス)の場合は頭部に「△」をつけてください。(例: △999)

当期内部留保額 = 税引後当期損益 - 役員賞与 - 配当金

(16) 平成10年度末内部留保残高

利益処分後、本年度の内部留保額を加算した内部留保額のストックの額を記入してください。繰越欠損(マイナス)の場合は頭部に「△」をつけてください。(例: △999)

当期内部留保残高 = 自己資本 - 資本金 - 資本準備金 - 新株式払込金

⑤ 日本側出資者向け支払費用

平成10年度に支払われた以下の費用について現地法人の送金実行ベースの金額で記入してください。

(1) 配 当

日本側出資者の出資分に応じて支払われた配当金を記入してください。

(2) 借入金利息

日本側出資者からの貸付金に対して支払われた利息の額を記入してください。

(3) ロイヤルティ

日本側出資者から提供された特許権、著作権などの知的所有権等に対する対価の額を記入してください。

(4) その他支払い

日本側出資者へ支払われた技術指導料等の額を記入してください。

(5) 合計

上記(1)～(4)の合計額を記入してください。

## 7. その他の項目

① 雇用状況(平成11年3月末現在)

(1) 取締役員数、及びうち日本側派遣者数

取締役員数、及びそのうち1年以上当該現地法人へ日本側から派遣されている役員数を記入してください。

(2) 従業員数、及びうち日本側派遣者数

従業員数、及びそのうち1年以上当該現地法人へ日本側から派遣されている従業員数を記入してください。

(3) うち管理者数、及びうち日本側派遣者数

(2)のうち、管理者(特定部門の長として部下を通して職務を遂行する者(マネージャー))数及びそのうち1年以上当該現地法人へ日本側から派遣されている管理者数を記入してください。

さい。

(4) うち技術者数、及びうち日本側派遣者数

(2)のうち、技術者（主として技術の開発、製造工程の技術管理等を業務とする者）数及びそのうち1年以上当該現地法人へ日本側から派遣されている技術者数を記入してください。

(5) 合計、及びうち日本側派遣者数

(1)と(2)の合計数（当該現地法人の役員及び従業員数総数と一致する）を記入してください。

なお、先頭頁の現地法人シールにある従業員数と一致する場合には記入の必要はありません。

② 技術・研究開発の状況

(1) 研究開発費

試験研究のための人物費、物件費に、研究関係有形固定資産の減価償却額、共同研究分担金、研究委託費を含めて記入してください。

「研究開発」とは事物、機能、現象などについて新知識を得るために又は既存の知識の新しい活用の道を開くために行われる創造的な努力及び探求をいいます。また、製造企業の場合には、いわゆる研究のみならず、製品及び生産・製造工程などに関する開発や技術的改善を図るために行われる活動も研究に含まれます。研究開発費とは上述の研究開発の為に費やされる費用をさします。

(2) 研究所数

当該現地法人に付属する研究所の数を記入してください。

(3) 研究員数

平成11年3月末現在において「研究開発」に従事している研究員数を記入してください。

「研究員」とは、大学（短期大学を除く）の課程を修了した者（又はこれと同等以上の専門的知識を有する）で、2年以上の研究経歴を有し、かつ、特定の研究テーマをもって研究を行っている者をいいます。

③ 生産状況

製造業に該当する現地法人のみ記入してください。

(1) 生産高

次の算式により記入してください。ただし、算出が困難な場合には、概算又は推計により記入してください。

$$\begin{aligned} \text{生産高} = & \text{製造品出荷額} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) \\ & + (\text{半製品及び仕掛品年末額} - \text{半製品及び仕掛品年初額}) \end{aligned}$$

(2) うち受託生産

(1)のうち、同一企業グループ以外の企業からの受託生産額を記入してください。「受託生産」とは、他の企業から規格、仕様を指示され、半製品、部品、その他の原材料を無償で支給され、それらに製造・加工を施すことをいいます。

(3) 委託生産

同一企業グループ以外の企業への委託生産額を記入してください。

「委託生産」とは、他の企業に規格、仕様を指示し、半製品、部品、その他の原材料を無償で支給し、それらに製造・加工させることをいいます。

(4) 製造品出荷額

製造製品の出荷額を記入してください。

④ 平成10年度寄付実施額

平成10年度における寄付の実施額を記入してください。物の寄贈による場合には相当する金額に換算して記入してください。

# 海外事業活動基本調査 (平成11年基本調査)

## IV. 別 表

- (1) 地域分類、国分類表 ..... 1 P  
(付、国別通貨換算表)
- (2) アメリカ合衆国の州分類表 ..... 3 P
- (3) 中華人民共和国の省分類表 ..... 3 P
- (4) 業種分類表 ..... 4 P

[別表]

## (1) 地域分類、国分類表 (付、国別通貨換算表)

コード	国・地域名	通貨単位	円換算	コード	国・地域名	通貨単位	円換算
105	[北米]			505	[アジア]		
111	アメリカ	Dollar	130.91	100	日本	Yen	—
156	カナダ	Dollar	88.24	534	インド	Rupee	3.17
205	[中南米]			564	パキスタン	Rupee	2.91
273	メキシコ	Peso	14.33	513	バングラデシュ	Taka	2.79
283	パナマ	Balboa	130.91	524	スリ・ランカ	Rupee	2.03
253	エル・サルヴァドル	Colon	14.95	518	ミャンマー	Kyat	20.64
223	ブラジル	Real	112.76	548	マレーシア	Ringgit	33.36
213	アルゼンティン	Peso	131.57	576	シンガポール	Dollar	78.22
288	巴拉グアイ	Guarani	0.05	578	タイ	Baht	3.17
228	チリ	Peso	0.28	536	インドネシア	Rupiah	0.01
293	ペルー	NuevoSol	44.68	566	フィリピン	Peso	3.20
321	ドミニカ共和国	Dollar	8.57	579	カンボディア	Riel	0.03
299	ヴェネズエラ	Bolivar	0.24	544	ラオス	Kip	0.07
218	ボリビア	Boliviano	23.76	532	香港	Dollar	16.90
313	パハマ連邦	Dollar	130.91	585	台湾	Dollar	3.92
233	コロンビア	Peso	0.09	582	ヴィエトナム	Dong	0.01
258	グアテマラ	Quetzal	20.47	542	大韓民国	Won	0.09
248	エクアドル	Sucre	0.02	558	ネパール	Rupee	1.98
278	ニカラグア	Cordota	12.34	516	ブルネイ	Dollar	78.28
238	コスタ・リカ	Colon	0.51	924	中華人民共和国	Yuan	15.81
369	トリニダッド・トバコ	Dollar	20.83	405	[中東]		
319	バーミュダ(英)	Dollar	131.01	429	イラン	Rial	0.07
359	プエルトリコ(米)	Dollar	1.00	436	イスラエル	NewShekel	3.79
268	ホンジュラス	Lempira	9.78	443	クウェイト	Dinar	429.57
366	スリナム	Guilder	0.33	446	レバノン	Pound	0.09
343	ジャマイカ	Dollar	3.62	456	サウディアラビア	Riyal	34.96
336	ガイアナ	Dollar	0.87	466	アラブ首長国連邦	Dirham	35.67
298	ウルグアイ	NewPeso	10.47	612	アフガニスタン	Afghani	0.03
296	ケイマン諸島(英)	—	—	419	バハレーン	Dinar	49.22
297	バージン諸島(英)	—	—	463	シリア	Pound	3.13
				433	イラク	Dinar	421.12
				499	カタル	Riyal	35.96

コード	国・地域名	通貨単位	円換算	コード	国・地域名	通貨単位	円換算
170	(ヨーロッパ)			605	(アフリカ)		
112	イギリス	Pound	216.84	469	エジプト	Pound	38.64
132	フランス	Franc	22.19	686	モロッコ	Dirham	13.63
134	ドイツ	Mark	74.39	698	ジンバブエ	Dollar	6.11
124	ベルギー	Franc	3.61	668	リベリア	Dollar	130.91
178	アイルランド	Pound	186.64	738	タンザニア	Shilling	0.20
146	スイス	Franc	90.30	732	スーダン	Dinar	1.07
182	ポルトガル	Escudo	0.73	694	ナイジェリア	Naira	5.98
138	オランダ	Guilder	65.99	662	象牙海岸共和国	CFAF	0.22
136	イタリア	Lira	0.08	674	マダガスカル	Franc	0.02
137	ルクセンブルグ	Franc	3.61	664	ケニア	Shilling	2.17
184	スペイン	Peseta	0.88	644	エティオピア	Birr	18.74
174	ギリシャ	Drachma	0.44	754	ザンビア	Kwacha	0.07
181	マルタ	Lira	337.03	746	ウガンダ	Shilling	0.11
122	オーストリア	Schilling	10.58	652	ガーナ	Cedi	2323.00
142	ノールウェイ	Krone	17.35	622	カメルーン	Franc	0.22
128	デンマーク	Krone	19.54	634	ザイール	Zaire	0.00
176	アイスランド	Krona	1.84	714	ルワンダ	Franc	0.42
144	スエーデン	Krona	16.47	646	ガボン	Franc	0.22
186	トルコ	Lira	0.0005	724	シエラ・レオーネ	Leone	903.01
952	ポーランド	Zloty	37.67	648	ガンビア	Dalasi	12.30
944	ハンガリー	Forint	0.61	682	モーリタニア	Ouguiya	0.64
968	ルーマニア	Leu	0.01	722	セネガル	Franc	0.22
172	フィンランド	Markka	24.50	734	スワジランド	Lilangeni	23.89
423	サイprus(キプロス)	Pound	67.68	672	リビア	Dinar	0.36
951	ロシア	Ruble	13.49	656	ギニア	Franc	0.11
197	チェコ	Koruny	4.05	692	ニジェール	Franc	0.22
198	スロヴァキア	Koruny	3.72	744	チュニジア	Dinar	114.90
199	旧ソ連諸国(除ロシア)		—	745	南アフリカ	Rand	23.68
805	(オセアニア)						
193	オーストラリア	Dollar	82.39				
819	フィジー	Dollar	65.89				
196	ニュー・ジーランド	Dollar	70.27				
853	パプア・ニューギニア	Kina	272.11				
862	西サモア	Tala	44.48				
898	パラオ		—				
899	北マリアナ諸島(米)	Dollar	130.91				

(注) 1. 当該国の記載がない場合には、当該国の所在する地域の分類コード(例えばアジアであれば505)を国の分類コードとみなして記入して下さい。  
 2. その際の円換算レートは、貴社内部の社内レートを使って下さい。

## (2) アメリカ合衆国の州分類表

Alabama	30	Louisiana	22	Ohio	31
Alaska	49	Maine	40	Oklahoma	16
Arizona	07	Maryland	48	Oregon	02
Arkansas	21	Massachusetts	43	Pennsylvania	36
California	04	Michigan	26	Rhodes Island	44
Colorado	10	Minnesota	18	South Carolina	39
Connecticut	45	Mississippi	25	South Dakota	13
Delaware	47	Missouri	20	Tennessee	29
Florida	34	Montana	08	Texas	17
Georgia	33	Nebraska	14	Utah	06
Hawaii	50	Nevada	03	Vermont	42
Idaho	05	New Hampshire	41	Virginia	37
Illinois	24	New Jersey	46	Washington	01
Indiana	27	New Mexico	11	West Virginia	32
Iowa	19	New York	35	Wisconsin	23
Kansas	15	North Carolina	38	Wyoming	09
Kentucky	28	North Dakota	12	その他	77

## (3) 中華人民共和国の省分類表

シンチャンウイグル自治区	01	福	建	省	16
チベット自治区	02	江	蘇	省	17
甘 肅 省	03	山	東	省	18
青 海 省	04	河	南	省	19
四 川 省	05	山	西	省	20
雲 南 省	06	內	蒙 古 自 治 区	区	21
貴 州 省	07	寧	夏 回 族 自 治 区	区	22
湖 南 省	08	陝	西	省	23
廣 西 壮 族 自 治 区	09	黑	竜	省	24
湖 北 省	10	吉	林	省	25
廣 東 省	11	遼	寧	省	26
海 南 省	12	天	津	市	27
江 西 省	13	北	京	市	28
浙 江 省	14	上	海	市	29
安 徽 省	15	河	北	省	30

## (4) 業種分類表

業種名	コード	業種名	コード
農林漁業		石炭製品	0310
耕種農業	0010	窯素・土石製品製造業	
畜産・養蚕	0020	ガラス・ガラス製品	0350
農業サービス	0030	セメント・セメント製品	0360
林業	0040	陶磁器	0370
漁業	0050	その他の窯業土石製品 (耐火物、研磨材、セラミックス等)	0380
鉱業		鉄鋼業	
金属鉱物	0060	銑鉄	0391
非金属鉱物	0070	フェロアロイ	0392
石炭・亜炭	0080	粗鉱(転炉)	0393
原油	0090	粗鉱(電気炉)	0394
天然ガス	0100	鉄屑	0395
食料品製造業		熱間圧延鋼材	0401
食料品	0110	鋼管	0402
飲料	0120	冷延・めっき鋼材	0403
飼料・有機質肥料	0130	鑄鍛	0410
たばこ	0140	その他の鉄鋼製品 (鉄鋼シャーストリット業等)	0420
繊維工業		非鉄金属製造業	
製糸・紡績	0151	非鉄金属鍊・精製	0430
織物	0152	電線・ケーブル	0441
ニット製品	0153	その他の非鉄金属製品 (伸銅品、アルミ圧延製品等)	0442
染色整理	0154		
その他の繊維工業製品 (敷物、衛生材料、網等)	0155		
衣服・その他の繊維製品	0160	金属製品製造業	
化學繊維	0270	建設・建築用金属製品	0450
木材・紙パルプ製造業		暖厨房装置	0461
製材・木製品	0170	ボルト・ナット・リベット・スプリング	0462
パルプ・紙	0190	金属製容器・製缶板金製品	0463
紙加工品	0200	配管工事付属品	0464
化學工業		粉末冶金製品	0465
化學肥料	0220	刃物・道具	0466
無機化学基礎製品	0230	その他の金属製品 (くぎ、金属性ガスケットアルミ缶、パッキン等)	0467
石油化学基礎製品	0240		
有機化学製品	0250	一般機械器具製造業	
合成樹脂	0260	原動機	0471
医薬品	0280	ボイラ・タービン	0472
石鹼・界面活性剤・化粧品	0291	その他の一般産業機械 (ポンプ、ミシン、冷凍機等)	0473
塗料・印刷インキ	0292	鉱山・土木建設機械	0481
写真感光材料	0293	化學機械	0482
農薬	0294	産業用ロボット	0483
その他の化學最終製品 (火薬・接着剤等)	0295	金属加工・工作機械	0484
石油・石炭製品製造業			
石油製品	0300		

業種名	コード	業種名	コード
農業機械	0485	その他の軽電機器 (シリコンウエハ、永久磁石等)	0606
織維機械	0486		
食料品加工機械	0487		
その他の特殊産業機械 (印刷機械・プラスチック加工機械等)	0488	輸送機械器具製造業	
金型	0491	乗用自動車	0610
ベアリング	0492	トラック・バス・その他自動車	0620
その他的一般機械器具及び部品 (工業窯炉、荷造機械等)	0493	二輪自動車	0630
複写機	0501	自動車車体	0641
電子式卓上計算機	0502	自動車用内燃機関・同部分品	0642
ワードプロセッサ	0503	自動車部品	0643
その他の事務用機械 (タイムレコーダ、タイプライター等)	0504	船舶	0650
サービス用機器 (自動販売機、娯楽用機器等)	0505	その他の輸送機械 (鉄道車両、航空機、自転車等)	0660
電気機械器具製造業		精密機械器具製造業	
電気音響機器	0511	光学機械	0671
ラジオ・テレビ受信機	0512	時計	0672
ビデオ機器	0513	その他の精密機械 (医療用機械、理化学機械器具等)	0673
その他の民生用電気機器 (電子レンジ、冷蔵庫、洗濯機等)	0514	その他の製造業	
磁気テープ・フレキシブルディスク	0521	家具・装備品	0180
その他の電気音響機器部分・附属品 (スピーカー、マイクロホン、イヤホン等)	0522	出版・印刷	0210
電子計算機本体	0531	プラスチック製品	0320
電子計算機附属装置	0532	タイヤ・チューブ	0331
有線電機通信機器 (ファクシミリ、電話機、交換機等)	0541	その他のゴム製品 (ゴム製履物等)	0332
無線電気通信機器 (携帯用無線通信装置、航法用無線応用装置等)	0542	なめし革・毛皮・同製品	0340
その他の電気通信機器 (火災警報機、防犯警報装置等)	0543	その他の製造工業製品 (玩具、運動用品、楽器文具等)	0680
電子応用装置	0550	建 築	
電気計測器	0560	建築業	0690
半導体素子	0571	建設補修業	0700
集積回路	0572	その他の土木建設業	0720
電子子管	0581	電力、ガス、熱供給業等	
その他の電子・通信機器部分品 (磁性材部品、通信用継電器・抵抗器等)	0582	電力	0730
発電機器	0591	ガス・熱供給	0740
電動機	0592	水道	0750
開閉制御装置・配置盤	0593	廃棄物処理	0760
その他の送配電機器 (変圧器等)	0594	商 業	
その他の産業用重電機器 (溶接器、電気炉等)	0595	卸売業	0771
電気照明器具	0601	小売業	0772
電池	0602	飲食店	1012
電球類	0603	金融、不動産業	
配線器具	0604	金融・保険業	0780
内燃機関電装品	0605	不動産仲介・賃貸業	0790
		運輸業	
		鉄道輸送	0810
		道路輸送	0820

業種名	コード	業種名	コード
水運	0830		
航空輸送	0840		
倉庫	0850		
運輸付帯サービス	0860		
通信、放送業			
通信	0870		
放送	0880		
研究			
研究(食料品)	9101		
研究(繊維)	9102		
研究(化学)	9103		
研究(石油・石炭)	9104		
研究(鉄鋼)	9105		
研究(非鉄金属)	9106		
研究(一般機械)	9107		
研究(電気機械)	9108		
研究(輸送用機械)	9109		
研究(精密機械)	9110		
研究(ソフトウェア)	9111		
研究(その他)	9112		
対事業所サービス業			
広告	0940		
調査・情報サービス	0950		
(情報処理提供サービス業、ソフトウェア業等)			
物品賃貸業	0960		
賃自動車	0970		
自動車整備	0980		
機械修理	0990		
持株会社	0995		
その他の対事業所サービス (法務、財務サービス、人材派遣業等)	1000		
対個人サービス業			
娯楽サービス	1011		
ホテル・旅館	1013		
その他の対個人サービス	1014		